

- 木質バイオマスの利用に当たって、持続可能性への配慮の重要性が高まり。
- 現在、FIT/FIP制度を所管する経済産業省のバイオマス持続可能性ワーキンググループ※において、燃料の加工や輸送の工程を含むライフサイクル全体での温室効果ガス排出（ライフサイクルGHG）の基準について、検討が進められているところ。

※バイオマス発電に係るFIT制度のあり方を専門的・技術的に審議する場として設置された検討会

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/biomass_sus_wg/index.html

バイオマス持続可能性WGでのこれまでの検討状況

<削減水準と適用対象>

以下に該当するFIT/FIP案件について、ライフサイクルGHGが、火力発電に比べて70%減となることを求める（ただし、2029年度までは50%減）。なお、以下に該当しない案件についても、ライフサイクルGHGの削減努力と自主的な算定・公表を求める。

- ・ 2022年度以降の新規認定案件
- ・ 2021年度までの認定案件で、燃料計画の変更認定を受けるもの

<ライフサイクルGHGの算定方法>

- ・ 各工程について設定される既定値を活用して、発電事業者が算定。（既定値の案も公表済※）
- ・ 既定値を使わずに個別計算することも可。既定値と個別計算の組み合わせも可。

※第20回WG資料：https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/biomass_sus_wg/pdf/020_s01_00.pdf

<算定結果の確認方法>

- ・ 輸入木質バイオマス・・・GHGを確認する認証制度の活用を検討中
- ・ 国産木質バイオマス・・・既存の由来証明の仕組みの活用も含め検討中

※上記の認証制度の活用のための準備等に必要な時間を考慮し、「確認」を行うことについては2023年4月から3年間の経過措置期間を設ける。